

議案第1号 令和6年度大津市一般会計予算のうち、  
建設部の所管する部分について

それでは、議案第1号 令和6年度大津市一般会計予算のうち、建設部の所管に属する部分につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の予算説明書の事項別明細書の「説明欄」の記載に沿いまして、歳入歳出予算の主な事項・事業について、説明を加えてまいります。

まず、歳入からでございますが、予算説明書の50ページをお願いいたします。

建設部の所管に属するものにつきましては、お開きいただいている50ページの一番下でございます、款 13 交通安全対策特別交付金、項 1交通安全対策特別交付金、目1交通安全対策特別交付金、節1交通安全対策特別交付金でございます。

この交付金につきましては、昭和43年の道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、交通事故発生件数や改良済道路延長などをもとに配分され、本市が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるものです。

次に、56ページの下段でございます、款15 使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料、節1土木管理使用料につきましては、説明欄記載の土地使用料であり、行政財産における関電柱やNTT柱などの占用に伴う使用料です。

次に、節2道路河川使用料につきましては、説明欄記載の道路占用使用料、法定外道路等占用使用料、河川占用使用料及び準用河川占用使用料は、市道や河川及び法定外道路等における関電柱やNTT柱、ガス管などの占用に伴う使用料です。

次に、その下の節3港湾使用料につきましては、本市が管理する港湾の使用料です。

58ページをお願いいたします。

次の節4都市計画使用料のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄の2つめ及び4つめでございます。

2つめに記載のある駐車場使用料は、明日都浜大津をはじめ5箇所の公共駐車場及び7箇所の月極駐車場に係る利用料金収入であり、4つめに記載のある自転車駐車場使用料は、小野駅前をはじめ17箇所の有料自転車駐車場に係る利用料金収入であります。

62ページをお願いいたします。

項2手数料、目6土木手数料のうち、建設部の所管に属するものは、

節2道路河川手数料であり、説明欄の土木証明等手数料につきましては、市道や法定外道路等に係る官民境界確定協議の図面や原本証明等及び道路台帳図や道路幅員証明の交付に伴う手数料です。

66ページをお願いいたします。

ページの中ほどにございます、款 16 国庫支出金、項1国庫負担金、目4災害復旧費国庫負担金、節1災害復旧費国庫負担金の説明欄の公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、道路や河川の災害復旧に伴う国庫負担金です。

72ページをお願いいたします。

先頭にあります、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金のうち、節2道路河川費国庫補助金は、全て建設部の所管に属するものであり、

説明欄1つめの防災・安全交付金につきましては、通学路における安全施設整備費、重点整備地区内における道路のバリアフリー化に伴う整備費、市道の長寿命化を見据えた計画的な舗装補修費のほか、市道幹 1009 号線の道路改良費等の道路事業並びにビワイチの路面表示等整備事業に充当するものです。

2つめの社会資本整備総合交付金につきましては、新名神高速道路整備と連携し、推進している市道幹 2028 号線の道路改良費に充当するものです。

3つめにあります、道路更新防災等対策事業費補助金は、市道橋の点検及び補修設計費並びに堂村橋をはじめとする市道橋の補修費などを中心に、橋梁の計画的な安全対策の推進に充当するものです。

次に、節3都市計画費国庫補助金のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄の1つめの防災・安全交付金であり、都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線(北国町工区)、都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線並びに都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線整備事業に、それぞれ歳出に見合った補助金を計上しようとするものです。

次に、ページが少し飛びますが82ページをお願いいたします。

ページ下段にございます、款 17 県支出金、項2県補助金、目7土木費県補助金のうち、建設部の所管に属するものは、節1道路河川費県補助金であり、説明欄1つめの、地籍調査事業費補助金は、大津京地区及び萱野浦地区における地籍調査事業の推進経費に充当するものです。

2つめの、急傾斜地崩壊対策費補助金は、大石小田原一丁目の急傾斜地崩壊対策工事に対する県からの補助金を計上するものです。

3つめの、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金は、デマンド型乗合タクシーの実証運行に要する経費に充当するものです。

88ページをお願いいたします。

86ページから説明が続いております、款 18 財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入のうち、建設部の所管に属するものは、89ページの説明欄の4行目に記載があります、建設部土地貸付収入であり、所管する土地の貸付に伴う賃料収入を措置しようとするものです。

90ページをお願いいたします。

先頭にあります、款 18 財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1不動産売払収入は、説明欄に記載のとおり建設部が所管する不動産売払収入を計上しようとするものであり、法定外道路等や街路事業に係る代替地の譲渡に伴う収入を計上しているものです。

少しページが飛びますが、102ページをお願いいたします。

98ページから続いております、款 22 諸収入、項4雑入、目4雑入のうち、お開きいただいている節7土木費雑入のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄2つめから4つめ及び7つめと8つめです。

2つめの積算システム共用負担金は、積算システムの運用に伴う公営企業管理者からの負担金です。

3つめの公共交通維持費負担金は、藤尾地域の路線バス回転場用地の借上料に対する京都市からの一部負担金です。

4つめの自転車等移動保管料は、保管所に移送保管している放置自

転車の返還に伴う移動保管料です。

7つめ及び8つめの 浜大津バスターミナル管理負担金及び石山駅バスターミナル管理負担金は、いずれも施設の清掃費等に対する滋賀県バス協会及びタクシー協会からの負担金です。

104ページをお願いいたします。

ページ上段の節 10 その他雑入のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄の下から3番目にあります建設部その他雑入です。

建設部では、公共駐車場の指定管理者の自主事業に伴う収入の一部等を計上しようとするものです。

以上が、歳入の説明でございました。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

建設部が所管いたします部分は、112ページからでございます。

お手元の予算説明書の112ページをお開き願います。

なお、人件費も含まれておりますが、事業関連等を中心にご説明します。

112ページをお願いいたします。

ページ下段の、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、建設部の所管に属しますのは、次の114ページの説明欄上から5番目の7公共施設マネジメント推進費であり、施設の定期点検業務に従事

する会計年度任用職員の雇用経費をはじめ、市民センター、幼稚園・保育所、小中学校の計134施設における、公共施設包括管理業務委託の導入に要する経費です。

次に、ページが大きく飛びまして、186ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、説明欄1土木管理経費は、公共工事設計積算システムや電子成果品の保管管理システムの運用など、建設監理にかかる経費です。

188ページをお願いいたします。

先頭にあります、目2建築管理費のうち、説明欄2建築管理費につきましても、建築営繕業務にかかる経費です。

190ページをお願いいたします。

先頭にあります、目4広域事業調整費のうち、説明欄2整備促進要望活動費は、新名神高速道路建設事業、大津放水路建設事業並びに大戸川ダム建設事業に係る要望活動等に要する経費に加え、新名神大津SIC・SA(仮称)の開設を見据えた地域活性化と施設の利用を促すための地域組織の活動支援経費を計上するものです。

また、3大戸川ダム整備推進費では、大鳥居歴史民族資料館の管理経費、水源地域整備事業の推進等に要する経費を計上するものです。

次に、その下の項2道路河川費、目1道路河川総務費のうち、説明欄

2道路河川関係事務費は、道路の改良整備や河川整備の推進に伴う事務経費です。

次の3土地地籍調査費は、大津京地区及び萱野浦地区における地籍調査事業の推進に要する経費です。

192ページをお願いいたします。

次に、目2道路橋りょう管理費、説明欄1私道(わたくしみち)整備助成金は、私道(わたくしみち)の舗装や側溝整備に対する補助金です。

次の、2道路橋りょう等管理費は、市道の用地管理に伴う経費、道路台帳・境界情報システムの運用経費のほか、道路パトロールや雪寒対策をはじめとする日常的な道路の保全管理に要する経費、鉄道駅周辺に設けている昇降機等の運転管理経費、市街灯の新設並びに保全管理や水銀灯の計画的なLED化の推進等に要する経費です。

次に、その下の、目3交通安全対策費、説明欄1交通安全対策推進費では、次期バリアフリー基本構想等策定支援経費やデマンド型乗合タクシー実証運行経費、路線バスの運行補助やノンステップバス導入促進補助など、交通事業者などと連携した、市民の移動手段の維持・確保に取り組む事業費に加え、交通安全対策特別交付金を活用した、歩道の整備や、ガードレール、カーブミラー等交通安全施設の整備を推進する経費、バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区内の道路の段差解

消等の推進費、地域の生活道路や通学路の安全性向上に要する経費など、道路の安全対策に必要な事業費を計上しています。

また、滋賀県と連携したビワイチの整備経費について措置するものです。

194ページをお願いいたします。

目4道路維持費のうち、説明欄 1道路維持修繕費では、市道橋の点検及び補修設計費並びに市道橋の計画的な補修費に加え、市道の維持補修、街路樹の適切な管理等に要する経費を計上するものです。

また、道路舗装等の長寿命化修繕計画に基づく舗装補修費を計上し、費用を効率化しつつ有利な財源を活用することにより、道路の持続的な安全対策を講じていくこととしています。

次にその下の、目5道路新設改良費のうち、説明欄1県営工事負担金は、県において施行する道路改良整備に伴う本市の負担金です。

2(補助)道路新設改良費では、新名神高速道路整備と連携して整備を進めている市道幹 2028 号線について、NEXCO 西日本との工事委託契約に基づく債務負担行為の現計化及び事業用地の取得に要する経費を計上するほか、市道幹 1009 号線について、真野川に架かる橋梁の上部工(橋桁架設)に要する経費を計上するものです。

3(単独)道路新設改良費では、地域からご要望いただいている市道

路線の改良整備の推進に要する測量設計費並びに工事費等について、必要な予算を計上するものです。

次に、その下の目6用悪水路費、説明欄1用悪水路改良費は、水路の維持補修等に係る経費です。

196ページをお願いいたします。

目7河川費、説明欄1(単独)河川改良整備費は、関津一丁目の嶽川の改修整備費をはじめとして、地域から要望いただいた準用河川や普通河川の改修等に必要な予算を措置するものです。

このうち、地域の河川及び水路等の安全対策にあたり、有利な財源が活用できる緊急浚渫推進事業費を措置しており、令和6年度では、27箇所の河川及び洪水調整池について所要の経費を計上するものです。

次に、その下の目8急傾斜地崩壊対策費のうち、説明欄1急傾斜地崩壊対策費は、本市が施行する伊香立上龍華町地区及び大石小田原一丁目地区における急傾斜地崩壊対策の推進に要する経費です。

2県営工事負担金は、葛川坊村地区、比叡平地区などにおいて、県が施行する急傾斜地崩壊対策事業等に伴う本市の負担金です。

次に、項3港湾費、目1港湾管理費、説明欄1港湾管理費は、市内の4港湾の維持管理費であり、施設の補修工事費、雄琴港の清掃に要する

委託料及び不明船の登録状況の調査に要する手数料などの管理事務経費です。

198ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄2都市計画企画調整費のうち、873千円でございます、国道等の整備促進協議会や期成同盟会等の活動に必要な経費を措置するものです。

次に、その下の、目2街路費のうち、説明欄1街路整備推進費は、街路事業の推進に伴う事務経費です。

説明欄2(補助)都市計画道路整備推進費のうち、建設部の所管に属するものでは、都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線(北国町工区)における電線共同溝の整備推進費に加え、都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線における事業用地の取得並びに補償費等に要する経費のほか、都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線における用地測量並びに補償調査費等を中心に、街路事業の推進に必要となる予算を措置するものです。

説明欄3(単独)都市計画道路整備推進費は、建設部において所管する街路事業用地の適切な管理を行うための除草等に要する経費を措置するものです。

200ページをお願いいたします。

ページ下段の、目4自転車駐車場管理運営費のうち、説明欄1交通安全対策推進費は、11ヶ所を指定している放置禁止区域における放置自転車に対する啓発及び撤去並びに保管所における返還事務に要する経費です。

説明欄2自転車駐車場管理運営費は、市内に有料17ヶ所、無料12ヶ所を設置している自転車駐車場の管理運営及び借地料等に要する経費を計上するほか、膳所駅前自転車駐車場の収容台数の増加に要する工事費を計上するものです。

202ページをお願いいたします。

目5自動車駐車場管理運営費、説明欄1駐車場事業費は、公共駐車場5か所、月極駐車場7か所の管理運営経費を措置するものです。

ページは少し飛びまして、232ページをお願いいたします。

230ページから続いております、款 11 災害復旧費、項1災害復旧費、目4公共土木施設災害復旧費、説明欄1道路河川災害復旧費につきましては、道路や河川の災害時における復旧費です。

恐れ入りますが、6ページにあります、第2表債務負担行為にお戻りいただき、建設部が所管する項目について、ご説明いたします。

6ページ先頭にございます、公共施設マネジメント推進事業費は、市

民センター、幼稚園・保育所、小中学校の計134施設における、公共施設包括管理業務委託に要する経費です。これまで、施設所管所属ごとに発注していた維持管理業務を一括して包括マネジメント事業者に委託することにより、職員の業務量削減、修繕記録などの情報の一元化、一括管理による管理水準の均質化、施設の安全確保や利便性の向上を図るものです。令和6年11月から一部の業務を開始し、令和10年度にかけて限度額 3,080,560 千円の債務負担行為を設定するものです。

7ページ先頭にございます、新名神高速道路関連調整事務事業費は、新名神大津 SIC・SA(仮称)開設に伴う地域活性化に向けた情報発信委託業務です。新名神高速道路の共用開始に向けて、大津市南部地域の魅力を広く発信するため、PR ポスター等の制作にかかる経費として、令和7年度にかけて限度額 10,000 千円の債務負担行為を設定するものです。

次に、その下の道路新設改良事業費は、真野川河川改修に伴う市道幹 1012 号線に架かる橋梁(柳原橋)の架替事業です。橋梁の架替工事が渇水期しか施工できず、事業工程が二カ年にわたることから令和7年度にかけて限度額 100,000 千円の債務負担行為を設定するものです。

以上をもちまして、「令和6度大津市一般会計予算」のうち、建設部の所管に属する部分についての説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。